

## 新築・改築したときは、住居番号付定申請が必要です

建物を新築（建てかえ）又は改築した場合、『東京都台東区住居表示に関する条例』により、建物に新しく住居番号を決定するため、建築確認申請とは別に**住居番号付定申請**が必要です。

この申請がなされていない建物は、住居番号が決定していないため、住民登録の手続きの際に、大変手間がかかってしまいます。

**工事の8割程度が終了した段階**（足場が外れて周辺道路から出入口が確認できる状況）で申請して下さい。

届出の際には、『**住居番号付定申請書**』のほかに、

- ①建物付近の『**案内図**』
  - ②公道から建物の位置がわかる『**配置図**』
  - ③建物への出入口等がわかる『**平面図(建物寸法が記載されているもの)**』
- 以上、添付のうえ届出をお願いします。

### マンション等について

マンション等の共同住宅については、戸数に応じて表記が異なりますので、部屋番号がわかる**各階平面図**を添付し、申請書裏面にも記入してください。

### 住居番号の決定後の連絡について

申請受付後、現場確認（調査）のうえ住居番号を決定し、申請者あてに『住居番号決定通知書』を郵送いたします。

**決定までに1週間から10日程度かかります。**

なお、郵送先が申請者と異なる場合は、申請書裏面に記入してください。

届出先      台東区役所 都市づくり部 建築課  
電話 03-5246-1332 直通

※ 記載例 灰色部分が記入箇所です ※

第3号様式

区受付No. \_\_\_\_\_

上野・浅草 郵便局管内

送付先裏面 \_\_\_\_\_

## 住居番号付定申請書

東京都台東区長 殿

年 月 日

郵便番号〒 \_\_\_\_\_

住 所 申請者は、原則として建築主（オーナー）名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり住居番号を付定していただきたく、東京都台東区住居表示に関する条例第3条第2項の規定に基づき、申請いたします。

### 記

氏名、名称または施設の名称	台東五郎 または、 台東ビル
住所・居所・施設の場所の表示	東京都台東区 東上野 4 丁目 5 番 _____ 号
住居番号付定の理由	新築のため